

川西市空家等対策協議会規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

川西市長 大 塩 民 生

川西市規則第 22 号

川西市空家等対策協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和 52 年川西市条例第 3 号)第 3 条の規定に基づき、川西市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、川西市空家等対策計画の策定及び特定空家等に関する事項について調査審議する。

(委員)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で構成する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表
- (3) 弁護士
- (4) 社会福祉関係者
- (5) 宅地建物取引士
- (6) 建築士
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 市長は、やむを得ない事情により協議会の会議に出席できないときは、代理人として菅原副市長を出席させることができる。

(専門部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員(以下「部会員」という。)は、委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、部会員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前条の規定は、専門部会について準用する。

(意見の聴取等)

第7条 協議会又は専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会及び専門部会の庶務は、都市政策部住宅政策室において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、協議会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成29年5月29日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる協議会の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。